

さいたま市住民主体による訪問型・通所型生活支援補助金

補助金の上限額

補助金の上限は、**5,000円 × 補助対象事業の月数** です。

例えば、4月に申請をし、翌年3月まで事業を行う場合は、補助対象事業の月数が12か月となりますので、60,000円が上限額です。

対象となる経費

経費区分1	詳細
報償費	講師に支払う謝礼、サービスの利用調整を行う人件費、サービス提供に係る人件費
光熱水費	自宅を会場とした場合等の光熱水費 (事業を行なった時間で按分した金額が対象)
賃借料	電話、パソコンなどの活動に必要な設備の賃借料
使用料	会場の使用料、駐車場の使用料

補助金の算出方法

経費区分1の費用に、**コーディネーター加算を加えた額**が補助金額です。ただし、団体の支出（経費区分1及び経費区分2）からその支出に充てるための収入を差し引いた額の方が少ない場合にはそちらの金額となります。

1 まず、補助金額を算出します。

経費区分1	+	コーディネーター加算
報償費		500円 × 補助対象期間の月数 × コーディネーターの配置人数
光熱水費		
賃借料		
使用料		

2 次に、団体の支出（経費区分1及び経費区分2）からその支出に充てるための収入を差し引いた額を算出します。

団体の支出		-	団体の収入
経費区分1	経費区分2		
報償費	消耗品費		経費区分1・2に 充てるための支出 例) 参加料
光熱水費	印刷製本費		
賃借料	燃料費		
使用料	通信運搬費		
	手数料		
	保険料		

3 ①と②を比較して少ない方の金額を上限（5,000円×補助対象事業の月数）の範囲内で補助します。